

平成20年8月29日

経済産業省 産業技術環境局長
鈴木 正徳 殿

国内クレジット推進協議会

代表 中村 利雄

代表 小島 康壽



「国内クレジット制度」の制度設計に関する要望書

国内クレジット推進協議会は、現在政府において検討中の「国内クレジット制度」の制度設計について、以下を要望いたしますので、格別のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

1. 対象事業者、対象ガスの範囲等については、本制度が可能な限り多くの温室効果ガス削減のためのプロジェクトに利用されるよう、以下を要望する。

・【対象事業者の範囲】

本制度の対象となる「大企業等」の範囲は、「温対法¹、省エネ法²上の報告義務等がある事業者及び所属する業界の自主行動計画³を構成する事業者」とすべきである。

また、本制度の「中小企業等」の範囲は、上記「大企業等」に含まれないすべての事業者とすべきである。

・【対象ガスの範囲】

本制度の対象となる温室効果ガスの範囲は、温対法で定義されているいわゆる「6ガス⁴」とすべきである。

・【対象事業の範囲】

1 温対法：地球温暖化対策の推進に関する法律

2 省エネ法：エネルギーの使用の合理化に関する法律

3 自主行動計画：(社)日本経済団体連合会 温暖化対策環境自主行動計画

4 6ガス：二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、亜酸化窒素(N₂O) (=一酸化二窒素)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)

本制度の対象となる排出削減プロジェクトは、中小企業等の温室効果ガスの排出削減に効果のあるすべての事業を対象とすべきであり、クレジットの買い手である大企業等との協働プロジェクトであるか否かに拘わらず、中小企業等が行うものを広く対象にすべきである。

2. 「国内クレジット」の認証及びその手続きについては、①可能な限り簡便かつ中小企業等にとって負担の少ないものにすべきであるとの観点及び、②制度の正確性、公平性、透明性等の観点を考慮して、以下を要望する。

・【排出削減プロジェクトの認証のあり方】

対象となる排出削減プロジェクトが、制度に適合しているものであることを客観的に確認するため、その適合性確認は、第三者のクレジットの認証機関による審査と認証を条件とすべきである。

・【第三者のクレジットの認証機関】

第三者のクレジットの認証機関は、公平性、透明性等が担保されるよう、制度上定められた一定の要件を満たしていることを国等の公的機関が確認した上で指定した組織・個人に限定すべきである。

・【認証手続きにおける審査項目】

国内クレジットの認証手続きにおける審査項目は、事業者の過度の負担を回避する観点から、制度の正確性、公平性等を担保する上で最低限必要な項目に限るべきである。

・【認証に要する費用】

認証手続きに要する費用については、可能な限り事業者の負担を軽減するものとなるよう、国・公的機関等が標準価格を公表する等の措置を講ずるべきである。

・【認証に要する時間】

認証手続きに要する時間は、可能な限り迅速に行われるよう、国・公的機関等が標準処理期間を公表する等の措置を講ずるべきである。

・【排出削減量の計算方法】

排出削減量の計算はできる限り共通の方法で行うべきであり、主要な削減手法の計算方法については、予め制度の運用ガイドラインとして示すべきである。また、共通の方法でできないものについては、正確性、公平性等の観点から、国・公的機関や第三者のクレジットの認証機関による認定を必要とするようにすべきである

・【モニタリング】

モニタリングは、事業者の過度の負担を回避する観点からできるだけ簡便なものとするべきであり、その方法は、電気や燃料の使用量等を確認することなど、予め制度の運用ガイド

ラインで定めることとすべきである。また、その方法に従って算定されたモニタリング結果については、正確性・透明性等を確保する観点から国・公的機関や第三者のクレジットの認証機関による認証を必要とするようにすべきである。

・【追加性の要件】

平成 20 年 3 月 28 日閣議決定された改定「京都議定書目標達成計画」においては、「一定の厳格性及び追加性を確保するとともに、中小企業等の利便性確保の観点から手続の簡素化等を行う」とされているところであるが、「追加性」については、「中小企業等の設備投資や事業運営等の実態を踏まえた適切な対策により追加的に排出削減がなされることであること」とすべきである。

・【事業の統合化（バンドリング）】

本制度の対象となるプロジェクトは、一般的に極めて小規模のものが多く想定されるので、クレジットの取引の便宜のために、事業の統合化（バンドリング）を許容するものとすべきである。

3. 国内クレジットの取引のあり方及び価格については、本制度の利用が円滑に進むよう、以下を要望する。

・【クレジットの取引のあり方】

本制度が機能して中小企業等の排出削減事業が促進されるために、そのインセンティブとなるクレジットの取引が円滑に行われるよう、当事者間の相対取引のほか、仲介等何らかのクレジットの流通の仕組みが必要である。

・【クレジットの価格】

基本的には、当事者間の自由な取引の中でプロジェクト毎に自由に設定されるべきであるが、取引の参考として公的機関等が気配値等の参考価格を提供する等、事業者に対する何らかの情報提供が必要である。

4. その他制度の制定、運用に関し、以下を要望する。

・【制度の早期策定】

本制度の積極的な活用を促進する観点から、制度の詳細な内容について、運用ガイドライン等も含めなるべく早期に定めるべきである。

・【本制度の国内クレジットと他制度との関係】

本制度の国内クレジットが、京都メカニズムクレジットと同様に業界の自主行動計画や
温対法、及び省エネ法の報告制度等に反映できることを制度上明確にすべきである。

また、本制度と、政府が今秋行うこととしている排出量取引の試行的実施（統合市場）
との関係を明らかにすべきである。

・【本制度の有効期間の明確化】

排出削減対策の実施に際して設備投資の可否を判断するに当たっては、本制度の有効期
間の見通しが不可欠であるので、本制度の有効期間を制度上明確にすべきである。

・【マネーゲームの排除】

本制度に基づくクレジットの取引については、本制度の趣旨と離れていわゆる“マネー
ゲーム”に巻き込まれることのないよう、仕組みを工夫するなど政府において十分監視す
べきである。

・【補助制度等】

中小企業等が本制度を利用しやすいよう、クレジットの認証費用に対する補助や中小企
業等への設備導入補助、信用補完等、中小企業等を支援する措置を講ずるべきである。

・【本制度の対象範囲の拡大の検討】

本制度の対象となるプロジェクトとして、これまで想定されてきた省エネ・新エネ対策、
燃料転換等に加え、今後の課題として、バイオ燃料、バイオマス、森林吸収源、民生部門
における製品クレジットなどについて、対象範囲の拡大を検討すべきである。

以 上